

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	公園施設の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町総合運動公園条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第93号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第8条 公園施設を利用する者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日